

宮崎県居宅介護職員初任者等研修事業実施要綱

平成16年4月1日
福祉保健部障がい福祉課

(目的)

第1条 障がい者（児）に対する適切な居宅介護を提供するために必要な知識及び技術を有する居宅介護従業者の養成を図るため、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日付け障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）、及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（平成13年6月20日付け障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）のほか、この要綱の定めるところにより宮崎県居宅介護職員初任者等研修事業を実施し、障がい者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護等を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、宮崎県とする。ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる研修機関等に委託することができる。

(対象者)

第3条 本研修の対象者は、県内に在住する者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。ただし、特に知事が必要と認める場合はこれによらないことができる。

(研修カリキュラム)

第4条 この研修は、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程、継続養成研修とし、各課程のカリキュラムは別紙1のとおりとする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することができる。

- 2 居宅介護職員初任者研修及び障害者居宅介護従業者基礎研修の各課程は、すべての障がい共通の研修課程とする。
- 3 研修課程の免除が可能なものは別紙2のとおりとする。
- 4 看護師、准看護師、保健師の資格を有する者、障害者支援施設等の生活支援員としての実務経験を有し宮崎県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者については、それぞれの職種によりすでに研修したと同等の知識等を有すると認められる研修科目を免除することができるものとする。
- 5 研修受講者が、やむを得ない事情等により、研修の一部を受講しなかった場合であつ

て、部長通知に定める期間内に、同一又は他の実施主体が行う研修の一部を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、確認された内容に相当する研修科目及び研修科目及び研修時間の全部又は一部を受講したものとみなすことができるものとする。

(修了証書の交付等)

第5条 知事は、研修修了者に対し、修了証書（別紙様式1号）及び携帯用修了証明書（別記様式2号）を交付するものとする。

2 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するとともに、作成後遅滞なく関係市町村長に送付するものとする。

(研修会参加費用)

第6条 研修会参加費用のうち、教材等にかかる実費相当分については、参加者が負担するものとする。

(指定)

第7条 知事は、自ら行う研修事業の他に県内において、社会福祉協議会、農業協同組合、福祉公社、学校法人、医療法人、老人クラブ等が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果、別途定める要件を満たすものを、居宅介護職員初任者等研修事業として指定することができるものとする。

2 指定された居宅介護職員初任者等研修事業の実施者は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

3 知事は、研修修了者のうち、第5条第2項に規定する名簿への登載を希望する者については、同項の規定に準じ適正に取扱うものとする。

4 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項の規定による研修（以下「訪問介護員養成研修」という。）として知事の指定を受けた研修は、本要綱に基づく指定を受けたものとみなす。

5 その他、居宅介護職員初任者等研修事業としての指定に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第8条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる過程を修了したものとみなす。

「居宅介護従業者養成研修等について」（平成15年3月27日付け障発第0327011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「前通知」という。）に基づく1級課程又は2級課程を修了した者（前通知に基づき1級課程又は2級課程を修了したものとみなされた者を含む。）	居宅介護職員初任者研修課程
前通知に基づく3級課程を修了した者	障害者居宅介護従業者基礎研修課程

(前通知に基づき 3 級課程を修了したものとみなされた者を含む。)	
訪問介護員養成研修に基づく 1 級課程又は 2 級課程を修了した者	居宅介護職員初任者研修課程
訪問介護員養成研修に基づく 3 級課程を修了した者	障害者居宅介護従業者基礎研修課程
前通知に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課を修了した者	行動援護従業者養成研修課程
日常生活支援従業者養成研修課程を修了した者	重度訪問介護従業者養成研修課程

(事業実施上の留意事項)

第 9 条 知事は、本事業の実施に当たって、福祉人材センター、福祉人材バンク等との十分な連携を図るものとする。

2 研修の実施に当たっては、テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「宮崎県障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（平成 15 年 4 月 1 日福祉保健部障害福祉課定め）及び「宮崎県ガイドヘルパー養成研修事業実施要綱」（平成 10 年 6 月 19 日福祉保健部障害福祉課定め）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 「宮崎県移動支援事業従事者養成研修事業実施要綱」（平成 18 年 9 月 29 日福祉保健

部障害福祉課定め）（以下「平成１８年実施要綱」という。）は廃止する。

- ３ 前項の規定にかかわらず、施行日において廃止前の平成１８年実施要綱に基づき指定を受けた移動支援事業従事者養成研修事業者は、平成２４年３月３１日までは移動支援事業従事者養成研修を実施することができる。ただし、当該事業者が本要綱の施行日から６か月以内に本要綱に基づいて同行援護従業者養成研修事業者の指定申請をしないときは、当該期間の経過によって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年３月２６日から施行し、令和７年４月１日以降に実施する研修事業より適用する。

別紙 1

1	居宅介護職員初任者研修課程	合計 1 3 0 時間
	講義及び演習	
	ア 職務の理解	6 時間
	イ 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
	ウ 介護の基本	6 時間
	エ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
	オ 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
	カ 障がいの理解	6 時間
	キ 認知症・行動障がいの理解	6 時間
	ク 老化の理解	3 時間
	ケ こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間
	コ 振り返り	4 時間
2	障害者居宅介護従業者基礎研修課程	合計 5 0 時間
	(1) 講義	小計 2 5 時間
	ア 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方	3 時間
	イ 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度	4 時間
	エ 居宅介護（居宅介護従業者の職業倫理含む）	3 時間
	オ 障がい者及び老人の疾病、障がい等	3 時間
	カ 基礎的な介護技術	3 時間
	キ 家事援助の方法	4 時間
	ク 医学等の関連する領域の基礎的な知識	5 時間
	(2) 演習	小計 1 7 時間
	ア 福祉サービスを提供する際の基本的な態度	4 時間
	イ 基礎的な介護技術	1 0 時間
	ウ 事例の検討等	3 時間
	(3) 実習	小計 8 時間
	ア 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学	8 時間
3	重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	合計 1 0 時間
	(1) 講義	小計 3 時間
	ア 重度の肢体不自由者の地域生活 （重度訪問介護従事者の職業倫理含む）	2 時間
	イ 基礎的な介護技術	1 時間
	(2) 実習	小計 7 時間
	ア 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術	5 時間
	イ 外出時の介護技術	2 時間

4	重度訪問介護従業者養成研修追加課程	合計	10時間
(1)	講義	小計	7時間
	ア 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障がい及び支援		4時間
	イ コミュニケーションの技術		2時間
	ウ 緊急時の対応及び危険防止		1時間
(2)	実習	小計	3時間
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習		3時間
5	重度訪問介護従業者養成研修統合過程	合計	20.5時間
(1)	講義	小計	11時間
	ア 重度の肢体不自由者の地域生活等		2時間
	(社会福祉士及び介護福祉士施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める基本研修(以下「基本研修」という。))		
	イ 基礎的な介護技術		1時間
	ウ コミュニケーションの技術		2時間
	エ 喀痰吸引を必要とする重度障がい者の障がいと支援・緊急時の対応及び危険防止(基本研修に相当する課程)		3時間
	オ 経管栄養を必要とする重度障がい者の障がいと支援・緊急時の対応及び危険防止(基本研修に相当する課程)		3時間
(2)	演習	小計	1時間
	ア 喀痰吸引等(基本研修に相当する研修課程)		1時間
(3)	実習	小計	8.5時間
	ア 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術		3時間
	イ 外出時の介護技術		2時間
	ウ 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習		3.5時間
6	重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程	合計	12時間
(1)	講義	小計	6.5時間
	ア 強度行動障がいがある者の基本的理解		1.5時間
	イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識		5時間
(2)	演習	小計	5.5時間
	ア 基本的な情報収集と記録等の共有		1時間
	イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解		3時間
	ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する実習		1.5時間
7	同行援護従業者養成研修(一般課程)	合計	28時間
(1)	講義	小計	8.5時間
	ア 外出保障		1時間
	イ 視覚障がい者の理解と疾病		1.5時間
	ウ 視覚障がい者(児)の心理		1時間
	エ 視覚障がい者(児)福祉の制度とサービス		1.5時間

オ	同行援護の制度	1 時間
カ	同行援護従業者の実際と職業倫理	2. 5 時間
(2)	講義・演習	小計 3. 5 時間
ア	情報提供	2 時間
イ	代筆・代読	1. 5 時間
(3)	演習	小計 1 6 時間
ア	誘導の基本技術	7 時間
イ	誘導の応用技術（場面別・街歩き）	5 時間
ウ	交通機関の利用	4 時間
8	同行援護従業者養成研修（応用課程）	合計 6 時間
	講義	
ア	サービス提供責任者の業務	1 時間
イ	様々な利用者への対応	1 時間
ウ	個別支援計画と他機関との連携	1 時間
エ	業務上のリスクマネジメント	1 時間
オ	従業者研修の実施	1 時間
カ	同行援護の実務上の留意点	1 時間
9	行動援護従業者養成研修課程	合計 2 0 時間
(1)	講義	小計 6 時間
ア	行動援護に係る制度及びサービス （サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理含む）	2 時間
イ	行動援護利用者の障がい特性及び障がい理解	2 時間
ウ	行動援護の技術	2 時間
(2)	演習	小計 1 4 時間
ア	行動援護の事例の検討	4 時間
イ	行動援護の支援技術	3 時間
ウ	行動援護の事例分析	4 時間
エ	行動援護の事例分析の検討	3 時間
10	継続養成研修	
(1)	チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム	2 4 時間
ア	1 級課程の科目のうち、 講義 ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際（4 時間）、チームケアの実際（4 時間）、指導業務の必要性と方法（4 時間）、カンファレンスの持ち方と事例検討の方法（4 時間） 実技講習 ケアマネジメント技術（6 時間）	
イ	小グループによる討論（2 時間）	
(2)	最新の知識プログラム	2 2 時間

- ア 1 級課程の科目のうち、
講義
障がい者(児)福祉の動向（3 時間）、老人保健福祉の動向（3 時間）、介護技術の展開（4 時間）、心理学的援助方法の基礎知識（4 時間）
実技講習
ケアマネジメント技術（6 時間）
- イ 小グループによる討論（2 時間）
- (3) 指導技術と介護技術プログラム 3 2 時間
 - ア 1 級課程の科目のうちの実技講習
指導技術と介護技術の向上（3 0 時間）
 - イ 小グループによる討論（2 時間）
- (4) 困難事例対応技術プログラム 2 6 時間
 - ア 1 級課程の科目のうちの実習
処遇困難事例対応実習（24 時間）
 - イ 小グループによる討論（2 時間）

別紙 2

- 1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 居宅介護（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (2) 基礎的な介護技術（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
- 2 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 居宅介護（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (2) 障がい者及び老人の疾病、障がい等（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病・障がい等に関するもの
 - (3) 基礎的な介護技術（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (4) 医学等の関連する領域の基礎的な知識（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- 3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 居宅介護（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (2) 障がい者及び老人の疾病、障がい（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障がいに関するもの
 - (3) 基礎的な介護技術（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - (4) 医学等の関連する領域の基礎的な知識（5時間）のうち、重度の指定不自由者の医療に関するもの
- 4 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 障がい福祉及び老人保健に関する講義（4時間）のうち、知的障がい及び精神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
 - (2) 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- 5 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - (1) 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度（4時間）のうち、視覚障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
 - (2) 障がい者及び老人の疾病、障がい等（3時間）のうち、視覚障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
 - (3) 基礎的な介護技術（3時間）のうち、視覚障がいに関するもの
 - (4) 医学等の関連する領域の基礎的な知識（5時間）のうち、視覚障がいに関するもの
- 6 行動援護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講す

る場合

- (1) 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度（４時間）のうち知的障がい及び精神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
- (2) 障がい者及び老人の疾病、障がい等（３時間）のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- (3) 基礎的な介護技術（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

7 告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年３月３１日厚生労働省告示第２０９号。以下「旧告示」という。）に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は旧告示による廃止前の「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１５年３月２４日厚生労働省告示第１１０号。以下「１５年告示」という。）に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- (1) 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度（４時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- (2) 居宅介護（３時間）
- (3) 障がい者及び老人の疾病、障がい等（３時間）のうち、視覚障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- (4) 基礎的な介護技術（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

8 旧告示に基づく全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は１５年告示に基づく全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- (1) 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度（４時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- (2) 居宅介護（３時間）
- (3) 障がい者及び老人の疾病、障がい等（３時間）のうち、全身性障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- (4) 基礎的な介護技術（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

9 旧告示に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は１５年告示に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- (1) 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度（４時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- (2) 居宅介護（３時間）
- (3) 障がい者及び老人の疾病、障がい等（３時間）のうち、知的障がい者の疾病及び障

がい等に関するもの

(4) 基礎的な介護技術（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

10 旧告示及び15年告示に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 居宅介護（3時間）

(2) 障がい者及び老人の疾病、障がい等（3時間）のうち、全身性障がい者の疾病及び障がい等に関するもの

(3) 基礎的な介護技術（3時間）のうち、全身性障がい者の基礎的な介護に係る技術に関する講義

11 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者が、同行援護従業者養成研修（一般課程）を受講する場合

(1) 視覚障がい者の理解と疾病（1.5時間）のうち、視覚障害を引き起こす主な疾病等（緑内障、網膜色素変性症、黄斑変性症、糖尿病性網膜症、視神経萎縮、網膜剥離、白内障、ベーチェット病等）に関する講義（0.5時間）

(2) 視覚障がい者（児）福祉の制度とサービス（1.5時間）

(3) 同行援護従業者の実際と職業倫理（2.5時間）

(4) 代筆・代読（1.5時間）のうち、代読・代筆においてのプライバシー保護や、代読、代筆を行う環境等に関する講義・演習（0.5時間）

(5) 誘導の基本技術（7時間）のうち、基本姿勢・歩く・狭いところの通過に関する演習（3時間）

(6) 誘導の応用技術（場面別・街歩き）（5時間）のうち、場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修・余暇活動（コンサート・映画・カラオケ・スポーツ観戦）・冠婚葬祭）支援技術に関する演習（1時間）

別紙様式第 1 号

第 号	
修 了 証 明 書	
氏 名	年 月 日 生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（別記）課程を修了したことを証明する。	
年 月 日	宮崎県知事 （指定居宅介護職員初任者等研修等事業者名）

別紙様式第 2 号

第 (携 帯 用)	
修 了 証 明 書	
氏 名	年 月 日 生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（別記）課程を修了したことを証明する。	
年 月 日	宮崎県知事 （指定居宅介護職員初任者等研修等事業者名）

（別記）次のいずれかを記載する。

- 居宅介護職員初任者研修課程
- 障害者居宅介護従業者基礎研修課程
- 重度訪問介護従業者養成研修基礎
- 重度訪問介護従業者養成研修追加
- 重度訪問介護従業者養成研修統合
- 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援
- 同行援護従業者養成研修一般
- 同行援護従業者養成研修応用
- 行動援護従業者養成研修
- 継続養成研修
 - チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム
 - 最新の知識プログラム
 - 指導技術と介護技術プログラム
 - 困難事例対応技術プログラム